議案第22号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の改正概要

1 55歳昇給停止の導入(平成31年4月1日実施)

国に準じて55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員は57歳)昇給停止を導入する。 (国は平成26年1月から導入)

表1 高齢職員の昇給号給数(通常の職員は4号給昇給)

	右記以外		医療職(一)給料表適用者		
	係長級以下	副課長級以上	係長級以下	副課長級以上	
現行	年度当初56歳 以上の職員は 2号給抑制	年度当初55歳 以上の職員は 2号給抑制	年度当初58歳 以上の職員は 2号給抑制	年度当初57歳 以上の職員は 2号給抑制	
平成31年度以降	年度当初55歳以上の職員は標準 の成績以下では昇給停止		年度当初57歳以上の職員は標準 の成績以下では昇給停止		

2 係長級の管理職手当の廃止 (平成32年4月1日実施)

係長級の管理職手当を廃止し、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に変更する。 廃止に伴い、係長級の管理職手当の特例に係る規定(第13条の2第2項ただし書き)を削除する。 なお、経過措置として、平成31年度に限り、管理職手当20,000円、加給単価2,000円(代休割増 400円)とし、加給の対象時間は月の集計が10時間を超えた分(上限無し)とする。

表2 係長級の管理職手当

	管理職手当 (月額)	管理職加給				
		単価 (1時間)	割増単価 (1時間)	支給対象	最大時間	
現行	40,000円	1,800円	360円	10h~30hの間	20h	
平成31年度	20,000円	2,000円	400円	10h∼	上限無し	
平成32年度以降	廃止	廃止 (時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給)				

3 行政職給料表適用者の初任給引き下げに係る昇格時号給対応表の整備(平成31年4月1日実施)

初任給水準の適正化を図るため、行政職給料表適用者(幼稚園教諭及び指導主事を除く。)の初任給基準を全学歴区分で2号給引き下げ、2級昇格時に現行と同じ号給に格付けするため、平成31年4月1日以降採用者に適用する昇格時号給対応表を新設する。